

令和2年度 山梨県立博物館学芸員実習 追加募集 要項

1. 目的

博物館活動の一環として学芸員資格習得を希望する学生に対して実習の機会を与え、博物館に関わる人材育成に資するとともに、博物館活動の普及を行うことを目的とします。

2. 受講資格

- ① 大学で、博物館実習を除く博物館法施行規則第一条に定められた博物館に関する科目の単位を修得済み、または実習実施年度で修得見込みの者
- ② 実習期間中、当館へ通勤可能な者（山梨県内の居住地から通勤可能な者）
- ③ 歴史学、美術史学（近世以前の東洋日本美術）、考古学、民俗学、保存科学、古環境学、人類学及びその他関係分野を専攻し、将来博物館等に従事しようとする希望をもつ者や、博物館を積極的に活用しようとする意欲を有する者
- ④ 今年度、他館での実習予定が中止になった者（新規の応募は対象といたしません）

以上の①から④までの条件をすべて満たす者を対象とします。

3. 定員 若干名（応募人数によらず選考いたします）

4. 実習期間

令和2年8月9日（日）から8月17日（月）までの間の8日間を予定。
（※8月11日（火）は休館）

5. 実習内容

- ・ 山梨県立博物館の概要と役割などについての概説と施設見学
- ・ 学芸員の行う調査研究・展示・資料保存などの各業務についての分野別の講義・実習
- ・ 企画交流事業についての講義・実習

など

6. 申し込み方法

実習生本人が以下の必要書類等を準備のうえ、申し込み受付期間内に郵送または直接来館の上、提出してください。

- ・ 学芸員実習申込書（様式1、自筆で記入のこと）
- ・ 履歴書（市販のもの・自筆で記入のこと）

- ・ 成績証明書もしくは単位修得見込み証明書（学芸員資格取得に必要な単位で、実習実施年度に履修を予定しているために単位取得見込み証明書が発行されない科目がある場合、その科目を「学芸員実習申込書」の「実習にあたっての単位取得状況」の項目に明記すること。）
- ・ レポート（次のテーマのうちいずれか、800字程度）
 - ① あなたが学芸員資格を取得する理由について
 - ② 当館常設展、または実習実施前年度に当館で開催した企画展（シンボル展を含む）の中から1つ選び、良かった点、悪かった点を交えての感想
- ・ 他館からの実習中止通知の写しなど
- ・ 受け入れ可否通知用の返信用封筒（返信先明記のうえ、84円切手を添付すること。）

7. 申し込み受付期間

令和2年6月24日（水）まで（必着）

8. 受け入れまでの流れ

- ・ 提出書類をもとに実習生を選考します。選考後、7月上旬までに応募者全員および大学実習担当事務局に、実習受け入れの可否を通知します。なお、選考にあたっては、2の受講資格及びレポート内容とともに、大学院生、4年生を優先します。
- ・ 受け入れが内定した方は、通知後1週間以内に大学の実習担当事務局を通じて当館館長宛の正式な依頼文を実習担当に送付してください。その際、未提出の単位修得見込み証明書および成績証明書がある場合は添付してください。それを以て正式な申し込みとします。
- ・ 正式な依頼文受領後、受け入れ決定通知を大学の実習担当事務局に通知します。

9. その他

- ・ 実習費は不要です。
- ・ 実習中の事故等が生じた場合、その責は本人および所属大学が負うものとします（学外活動向けの保険へのご加入は各自にてお願いします）。
- ・ 実習はすべての日程への参加を必須とします。
- ・ 実習期間中、実習生として不適切な行動（遅刻、早退、欠席ならびに服装等の不備）があった場合、実習を取り消すことがあります。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する注意事項（別紙）に基づいて実施（場合によっては中止）しますので、必ず確認してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する注意事項

新型コロナウイルスの流行拡大に鑑み、山梨県立博物館での学芸員実習への参加申し込みにあたっては、下記の注意事項等を熟読しご承知のうえお申込みください。お申込みにあたりましては、大学との 事務手続きを迅速に進める必要 がありますので、事前に実習担当事務局とご相談のうえ お申込みください。内定後には、夏季休業の短縮などの学内状況や、学生の実習参加準備状況を報告してください。また、社会情勢の変化に応じて大学事務局と緊密な連絡と対応をお願いいたします。

1. 事務手続きについて

- ・ 7月初旬に内定通知を大学宛てにお送りしますので、1週間以内に大学より依頼文をお送りください。依頼文に基づいて当館より決定通知（大学所定の承諾書がある場合は承諾書も）をお送りします。

2. 注意事項

- ・ 県外大学の学生の実習への参加は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を目的とする都道府県をまたぐ移動の自粛要請措置が解除されていることを前提とします。
- ・ 実習日程の直前あるいは開催中に、山梨県において改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出された場合など、本実習が自粛および中止要請に相当すると判断される場合は、実習が中止となる場合があります。
- ・ その他、当館スタッフおよび実習生の健康に対する危険性が確認された場合は、実習を中止することがあります。
- ・ 学生の参加にあたりましては、学芸員教育に関わる事項のほか、感染症感染防止策について十分なご指導をお願いします。
- ・ 当館は学生の受け入れにあたり、作業上の安全および感染症感染防止のための配慮を十分に行いますが、不特定多数が利用する施設であることをご理解いただき、感染症への感染やクラスターの発生等に責任を負いかねることをご承知置きください。

3. 連絡体制

- ・ 新型コロナウイルスの流行拡大による学内事情の変更や、政府・都道府県からの自粛要請への対応など、参加状況に変更があった場合は、速やかに大学・応募学生で情報共有のうえ、速やかに当館までご連絡ください。
- ・ 同様に、当館での開催状況に変更が生じた場合、またその可能性が高まった場合には、大学事務局へ連絡いたします。
- ・ 連絡先 山梨県立博物館 学芸課 学芸担当 小畑
電話 055-261-2631 FAX 055-261-2632
メール obata-ahnj@pref.yamanashi.lg.jp